

## 納付書に関するご注意

1 地方税法第701条の32並びに尼崎市市税条例第97条の規定により事業所税の納税義務のある方は、この納付書によって納付してください。

### 2 納期限

○事業所税 法人 事業年度終了の日から2月以内  
個人 3月15日まで

### 3 取扱金融機関等（次のところで納めてください。）

銀 行	三井住友・三菱UFJ・りそな・みずほ・京都 池田泉州・南都・但馬・山陰合同・阿波 四国・みなと・徳島大正・関西みらい	全国の 本 店 支 店
信 用 金 庫	尼崎・大阪・北おおさか・播州・大阪シティ	
金 庫	近畿労働	
信 用 組 合	近畿産業・兵庫県医療・兵庫県・兵庫ひまわり	
農業協同組合	兵庫六甲	
ゆうちょ銀行・ 郵 便 局	近畿2府4県にあるゆうちょ銀行・郵便局 (納期限を過ぎますとお取扱いいたしません。)	
尼崎市役所：本庁・サービスセンター	月～金（土、日、祝、年末年始除く）9:00～17:30	

（令和5年4月1日現在、取扱金融機関は変更されることがあります。）

4 納税が納期限に遅れると納期限の翌日から納付されるまでの期間に応じ、税額に地方税法に定める割合を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納付していただくこととなります。

5 督促状を発したときは、上記の延滞金のほかに督促手数料90円を加算して納付してください。

6 領収書は、必ず7年間保管してください。

7 納税証明書の交付を請求されるときは、領収証書を持参してください。

8 所在地・住所及び名称・氏名を必ず明記してください。